

川越市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の改正（案）の概要について

平成22年5月27日
保健医療部 食品・環境衛生課

1 改正の背景及び趣旨

川越市議会平成22年第1回定例会において、「川越市墓地埋葬等に関する法律施行条例」の全部が改正され、「川越市墓地等の経営の許可等に関する条例」が可決し、本年7月1日から施行されることになりました。これに伴い、「川越市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の改正を行うものです。

2 主な内容

【細則の名称の変更】

細則の名称を「川越市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」から「川越市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則」に変更します。

【事前協議】（第3条～第6条）

- ① 条例に規定された市長及び近隣住民等との事前協議に係る事項を規定します。
- ② 事前協議の適用除外について、既存墓地の拡張であって拡張面積が1,000m²未満である場合などを規定します。

なお、これはこれまで運用してきた内容を規定するものです。

【変更許可の要件】（第8条）

墓地の区域などの変更許可の要件について、これまで運用してきた内容を規定します。

【墓地等の経営の基準】（第12条）

条例別表第1号の経営者の基準の適用除外について、災害の発生等に伴い個人墓地等を移転するときなどを規定します。

なお、これはこれまでの運用してきた内容を規定するものです。

【墓地の設置場所の基準等】（第13条）

条例別表第2号の設置場所の基準の適用除外を次のとおりとします。

- ・寺院墓地（檀家墓地）を経営しようとする場合

【墓地等の施設の基準等】（第14条）

- ① 条例別表第3号の施設の基準の適用除外を次のとおりとします。

- ・寺院墓地（檀家墓地）を拡張する場合

- ② 条例で義務付けられた緑地帯などの要件を次のとおりとします。

- ・常緑樹を主体とし、高木、低木を適宜配置すること。
 - ・生け垣は1.8m以上の高さを有すること。
- ③条例で義務付けされた緑地の要件を次のとおりとします。
- ・緑地帯と併せて、墓地の区域の総面積の20%以上とする。

3 施行日

平成22年7月1日となります。